

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容  | 回答   | 所管課名     |
|------|---|---|---|---|--|----------|
| 1    | 1 | 1 | 1 | 第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。                 | 給付実績の推移を考慮し保険料を設定しているため、8期中の見直しは行いません。   | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 1 | 2 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。 | 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免は、国の財政支援の基準で実施しています。減免制度の拡充については、国から示される基準に合わせて進めてまいります。                          | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 1 | 3 | 介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。   | 国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。   | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 1 | 4 | 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。   | 国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ、検討してまいります。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 1 | 5 | 施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。   | 国の補助制度とのバランスを考慮しつつ、検討してまいります。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 2 | 1 | 訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。   | 対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 2 | 2 | 総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。  | 現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けてケアプランを作成し、サービスを提供しています。                                       | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 2 | 3 | 福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。  | 福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、国から示された基準をもとに、主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより貸与しております。国の制度に基づき進めてまいります。 | 高齢障がい支援課 |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容   | 回答   | 所管課名     |
|------|---|---|---|--|--|----------|
| 1    | 1 | 2 | 4 | 多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。 | 一般介護予防事業として健康長寿塾を行い、介護予防のための運動や健康相談・講座等を実施しています。中学校区ごと(市内4カ所)で毎週実施することで多くの高齢者に参加いただいています。また、認知症予防健診を行うプラチナ長寿健診や、口腔機能の検査や保健指導を行う食べる機能立ち寄り型保健指導等も実施しており、総合事業費内で多くの方に参加していただける事業を実施しています。 | 健康増進課    |
| 1    | 1 | 3 | 1 | 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。                                  | 介護保険事業計画推進委員会の御意見等を伺いながら検討してまいります。   | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 3 | 2 | 特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。                      | 特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。   | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 4 | 1 | サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。  | 地域の高齢者の居場所づくりを支援するため、ふれあいサロンの開設に要する費用及び常設サロンの開設・運営に要する費用の助成を実施するとともに、感染対策物品(消毒液、マスク等)の配布や国・県の補助制度の紹介等の支援も実施しています。  | 地域福祉課    |
| 1    | 1 | 4 | 2 | 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。   | 住宅改修・福祉用具購入については、受領委任払いを実施していますが、高額介護サービスについては、複数サービス事業所を利用した場合が想定されるため、実施していません。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 4 | 3 | 中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。  | 18歳未満の難聴者に対しては助成制度を実施しています。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 5 | 1 | 介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。  | 国の制度に基づき検討してまいります。   | 高齢障がい支援課 |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容  | 回答   | 所管課名     |
|------|---|---|---|---|--|----------|
| 1    | 1 | 5 | 2 | 利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。                  | 国の制度に基づき検討してまいります。   | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 6 | 1 | 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。  | 普通障害者、特別障害者とも、実施済みです。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 1 | 6 | 2 | すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。  | 全ての要介護認定者に対し、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。   | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 2 | 1 | 1 | 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。  | 低所得者への保険税の軽減や減免制度、非自発的失業者への軽減制度等を既に実施しております。   | 保険医療課    |
| 1    | 2 | 2 | 1 | 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。  | 一般会計からの繰入れは、国民健康保険の財政状況を踏まえ、適正に実施しております。   | 保険医療課    |
| 1    | 2 | 2 | 2 | 18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。  | 国民健康保険税の負担につきましては、応能応益という考え方があります。そのため、所得割・資産割・均等割・平等割を負担していただいております。なお、平成30年度から子ども減免制度を創設し、18歳以下(18歳になった後最初の3月31日まで)の子どもがいる世帯への国民健康保険税の一部減免を実施しております。 | 保険医療課    |
| 1    | 2 | 2 | 3 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。 | 国民健康保険税は、所得割により前年度所得に応じて課税しております。前年度所得がゼロ又はマイナスであれば、税額は相応の低額になります。コロナ減免の趣旨は、翌年度課税の特性上、想定外の収入減少により、予期せず生じた現在の負担能力と税額の不均衡を補正するものと考えます。                   | 保険医療課    |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容  | 回答  | 所管課名  |
|------|---|---|---|---|---|-------|
| 1    | 2 | 3 | 1 | 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。  | 事業主には雇用調整助成金や持続化給付金、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金等他の支援制度がありますので、国民健康保険における傷病手当金の対象とする予定はありません。 | 保険医療課 |
| 1    | 2 | 3 | 2 | 新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。   | 傷病名を限定しない傷病手当金を対象とする予定はありません。   | 保険医療課 |
| 1    | 2 | 4 | 1 | 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。 | 資格証明書の発行実績はありません。通常の負担割合で医療を受けられる状態を維持しつつ徴収業務を行っております。                                      | 保険医療課 |
| 1    | 2 | 4 | 2 | 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。  | 国民健康保険税を払いきれない加入者については、他の被保険者との公平性・公正性の確保から、短期保険証を発行し、本人との接触機会の確保と生活実態の把握に努めています。           | 税務課   |
| 1    | 2 | 4 | 3 | 滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。                                   | 本人との納税相談や申し出による分割納税等の方法を取り入れており、加入者の生活実態を無視した徴収や差押は行っていません。                                 | 税務課   |
| 1    | 2 | 5 | 1 | 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。   | 一部負担金の減免制度については、現行から拡充する考えはありません。   | 保険医療課 |
| 1    | 2 | 5 | 2 | 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。   | 市公式ウェブサイト等で制度の周知を図っております。   | 保険医療課 |
| 1    | 2 | 6 | 1 | 70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。   | 平成31年3月から簡素化を実施しています。申請は原則初回のみとしております。  | 保険医療課 |

| 受付番号 |   | 要望内容  | 回答  | 所管課名   |   |       |
|------|---|---|---|--|---|-------|
| 1    | 3 | 税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。 | 地方税法、大府市税の減免に関する規則及び大府市国民健康保険税条例に基づき適正な処理を行っています。 | 税務課  |   |       |
| 1    | 4 | 1   | 1   | 生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。 | 生活困窮に関する相談では、丁寧に聞き取りを行い、その状況や内容に合わせた対応をしています。聞き取りの中で、現に困窮している要保護性と本人の申請意思の確認ができれば申請書を受理しています。また、生活保護の実施責任については、国が定める実施要領に基づいて判断し、必要に応じて他の自治体と相互連絡して、必要な方に必要な支援が行き届くようにしています。  | 地域福祉課 |
| 1    | 4 | 1   | 2   | 生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。                          | 生活保護の申請は、一般的な補助金申請等とは異なり、福祉事務所職員による世帯や資産の状況等の生活実態の確認が不可欠です。また、生活困窮者の支援は、単に金銭給付だけでなく、福祉、医療、介護等の多種多様な制度を活用して重層的に行うこととされています。このため、申請書の設置については、公民館等の公共施設に拡大せず、福祉事務所にのみ限っています。今後も制度の周知と申請手続の利便性の向上の両立を図るよう都度見直しを行います。                              | 地域福祉課 |
| 1    | 4 | 1   | 3   | 扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。  | 生活保護法では、親族の扶養が保護に優先されるとされているため、国が例示する基準に当てはめて扶養が期待できる親族に対してのみ扶養照会を実施しています。この扶養照会は、単に扶養という観点だけでなく、親族の把握という観点でも重要な意味を持つ作業と捉えています。高齢者世帯の増加を背景に、アパート入居、施設入所の際の連絡先、入院、治療の同意、亡くなった後の遺骨や遺留品の引取り等、親族とのつながりの重要性が増していることから、扶養照会によって親族と連絡を取り合う事例も増えています。 | 地域福祉課 |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容  | 回答  | 所管課名  |
|------|---|---|---|---|---|-------|
| 1    | 4 | 1 | 4 | 住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。                         | 住居のない方の場合であっても、条件を満たした入居可能物件があり、契約できる状況にあれば、居宅保護を基本と考えています。<br>しかしながら、現実的には、そのような状況になく、一時的な簡易宿泊施設（個室）への入所で緊急的な支援を開始し、健康状態や介護度等、居宅生活可能性を見極めて、医療機関や施設等も含めた幅広い選択肢の中から適切な居場所を選択する 경우가ほとんどです。<br>なお、本市が所管する生活保護施設はありません。 | 地域福祉課 |
| 1    | 4 | 1 | 5 | エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。                                | 国の定める保護の実施要領(家具什器費・冷房器具)に従って対応しています。<br>また、電気料金の高騰や熱中症対策の重要性はかつてないほどの高まりを見せていますが、これらは全国的な課題であり、生活保護は全国一律の基準で行われるべきと考えるため、本市独自の取組の予定はありません。<br>現在のところ、夏季手当の制度はないため夏季の面談では、特に電気代を意識して家計の管理に関するアドバイスを行っています。           | 地域福祉課 |
| 1    | 4 | 1 | 6 | 窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。 | 人員配置に関しては、人事担当部門との調整が必要です。<br>本市社会福祉事務所には、社会福祉法の規定に基づいて社会福祉主事が所員として配置されています。多くの自治体で現業員の不足が課題になる中、本市では同法に規定する標準数を満たしています。<br>また、コロナ禍であっても、愛知県や福祉関係団体が主催する研修に参加し、積極的に知識技能を習得し、体制強化しています。<br>なお、現在のところ、外部委託は検討していません。  | 地域福祉課 |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容   | 回答  | 所管課名  |
|------|---|---|---|--|---|-------|
| 1    | 4 | 1 | 7 | 単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。                 | 人員配置に関しては、人事担当部門との調整が必要です。<br>本市のような小規模な福祉事務所では、性別や資格、年齢、経験等を考慮して、多様な人材を配置することは困難で、かえって偏りをもたらす可能性もあります。<br>保護の実施は、国の実施要領に基づいて地区担当制で行っていますが、家庭訪問や面談の際には、相談者の状況に合わせて性別や年齢等を考慮して補助職員や他部署の職員が同席・同行するなど、現体制でできる柔軟な対応をとっています。 | 地域福祉課 |
| 1    | 4 | 2 | 1 | 自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。 | 本市の自立相談支援は、平成27年の制度創設当初から市直営で実施しています。コロナ禍においても、多くの自治体で生活困窮者の支援決定にいくつもの部門にまたがることも少なくない中、本市ではコンパクトな体制の強みを発揮し、各部門と連携によって速やかな支援が実現できています。   | 地域福祉課 |
| 1    | 4 | 2 | 2 | 住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。             | コロナ禍当初の相談急増に対応するため、拡充された補助金を活用して令和2年9月に補助職員を1名増員し、人員体制を強化しています。<br>また、面接相談は、生活困窮者自立支援法に定める主任相談支援員、自立相談支援員が対応し、住居確保給付金の他にも活用できる制度がないか広い視野で支援を検討します。  | 地域福祉課 |
| 1    | 4 | 2 | 3 | 生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。                    | 生活困窮者自立支援金は、特例貸付を利用できない方を確実に自立に導くための臨時的な制度です。<br>この制度においても本市特有の地域性がなく、全国一律の基準で行われるべきと考えており、本市独自の支援制度は、現在のところ予定していません。   | 地域福祉課 |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容   | 回答   | 所管課名   |
|------|---|---|---|--|--|--------|
| 1    | 4 | 2 | 4   | 生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。                                     | 特例貸付は都道府県の社会福祉協議会が実施する事業であるため、償還免除について市が回答する立場にありません。<br>一方で、総合支援資金の借入時には、自立支援機関による支援を前提とした市との面談を実施しており、最低限度の生活が維持できないおそれがある方には、市が積極的に支援に介入する機会を設けています。<br>また、借受人がなかなかスムーズに自立できず生活困窮状態にある場合には、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の案内をし、一体的な支援体制を整えています。 | 地域福祉課  |
| 1    | 5 | 1 | 福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。                 | 子ども・障がい者・高齢者医療につきましては、市独自に対象者等を拡充しております。縮小する予定はありません。  | 保険医療課  |        |
| 1    | 5 | 2 | 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。 | 令和4年10月から、子ども医療の対象者を18歳年度末まで拡大しております(通院のみ1割自己負担)。なお、助成の対象は保険対象分としており、食事療養の標準負担額については対象とする予定はありません。                 | 保険医療課  |        |
| 1    | 5 | 3 | 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。           | 精神障害者保健福祉手帳1.2級所持者に加え3級で非課税の方も障がい者医療制度(自己負担なし)の対象としています。また、精神障がい者(通院)医療助成制度による助成も行っています。                           | 保険医療課  |        |
| 1    | 5 | 4 | 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。                  | 対象を拡大する予定はありません。福祉医療制度の充実を図る一方で、原則としては受診者に一定の負担を求めるべきであり、そうでなければ医療制度は成り立たないと考えます。                                  | 保険医療課  |        |
| 1    | 5 | 5 | 妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。   | 妊産婦の方には、妊産婦健康診査の受診券をお渡ししております。医療費助成については創設の予定はありません。   | 保険医療課  |        |
| 1    | 6 | 1 | 1   | 「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。 | 子ども・子育て支援事業計画の改定にあわせ、子どもの貧困対策計画の策定を予定しています。  | 子ども未来課 |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容  | 回答  | 所管課名   |
|------|---|---|---|---|---|--------|
| 1    | 6 | 1 | 2 | ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。             | 本市では、平成16年度から、自立支援(教育訓練・高等教育職業訓練)給付金事業、母子家庭等日常生活支援事業を実施しています。また、高等教育職業訓練促進給付金について、令和3年度からデジタル分野等の民間資格取得に対しても給付金対象となるよう拡充を図っています。<br>さらに、母子家庭や寡婦家庭の方を対象に、経済的な問題や自立のための就業について、母子・父子自立支援員を子ども未来課に配置し、相談に応じています。                        | 子ども未来課 |
| 1    | 6 | 1 | 3 | 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。 | 平成29年度から市内4か所の公民館において、市内在住の中学生を対象とした無料の学習支援を実施しています。NPOや学生ボランティア等の地域人材を活用することで、学習や生きる力の醸成だけでなく、地域との交流や、つながりづくりも目的として実施しています。また、こども食堂の実施を目指す団体に協働企画提案事業交付金を交付し、活動への支援を行っています。  | 協働推進課  |
| 1    | 6 | 1 | 3 | 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。 | 世代を超えた地域住民のつながりを作るため、子ども食堂機能を包含した全世代型サロンの設置を推進しています。開設及び運営に要する費用を補助するだけでなく、社会福祉協議会とも連携し、企業や自治区とのマッチング、チラシの作成や配布への協力、各種情報提供等、総合的な支援を行っています。また、昨今の原油高や物価高騰の影響を受けた全世代型サロンの運営を支援するため、新たに食料品等の購入に要する費用の補助制度を創設するなど、社会経済情勢に応じた支援を実施しています。 | 地域福祉課  |
| 1    | 6 | 2 | 1 | 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。  | 認定基準(所得基準)については、生活保護基準額の1.45倍未満としています。  | 学校教育課  |
| 1    | 6 | 2 | 2 | クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。   | オンライン学習の支援にあたっては、就学援助世帯の希望者に対して、家庭学習用Wi-Fiルーターの無償貸与を行っています。   | 学校教育課  |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容  | 回答   | 所管課名    |
|------|---|---|---|---|--|---------|
| 1    | 6 | 2 | 3 | 年度途中でも申請できることを周知徹底してください。   | 学校及び市役所関係課と連携し、年度途中申請も含めた就学援助制度の周知に努めています。   | 学校教育課   |
| 1    | 6 | 3 | 1 | 小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。                 | 学校給食法第11条第2項及び同施行令第2条に基づき、施設や設備等以外の学校給食に要する経費は児童生徒の保護者が負担すると規定されています。本市において、食材費以外は公費で負担しており、現在のところ、学校給食費の無償化は考えていません。食材料費の高騰による保護者への負担増は現状ありません。 | 学校教育課   |
| 1    | 6 | 3 | 2 | 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。                 | 給食費については、国の定める基準に合わせ免除対象を定めています。物価高騰分に対しては、公立・私立保育園、認定こども園、小規模保育事業、大府市認定保育室及び院内保育所(認可外保育施設)に対しては市が、幼稚園に対しては県が補助金を交付します。                          | 幼児教育保育課 |
| 1    | 6 | 4 | 1 | 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。   | 地域の保育必要量や園舎の経過年数等を踏まえ、計画的な保育所配置を進めています。  | 幼児教育保育課 |
| 1    | 6 | 4 | 2 | 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。 | 令和2年度までに認可保育所等を新設・改修等により12園設置しました。認可外保育施設については、県から権限移譲をうけ、幼児教育保育課に保育士を配置し、認可外保育施設に対する実地指導調査や巡回指導等を定期的に行っています。                                    | 幼児教育保育課 |
| 1    | 6 | 4 | 3 | 企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。   | 企業主導型保育施設は、認可外保育施設の一つとして、幼児教育保育課に配置した保育士が、実地指導調査や巡回指導等を定期的に行っています。   | 幼児教育保育課 |
| 1    | 6 | 4 | 4 | 保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。  | 公立保育園においては1歳児の配置基準を5対1に、一部の私立保育園においては3歳児の配置基準を15対1にする等、各園においてゆとりある保育を実施しています。今後も、質の高い保育・幼児教育の提供に努めてまいります。  | 幼児教育保育課 |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容  | 回答  | 所管課名     |
|------|---|---|---|---|---|----------|
| 1    | 7 | 1 | 1 | 障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。 | グループホームや通所施設等の整備について、運営する法人と協力していきます。   | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 7 | 1 | 2 | 地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。  | 地域生活支援拠点は面的整備済みです。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 7 | 1 | 3 | ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。   | ヤングケアラーについて知ってもらうために、子ども向けのアンケートから実施する予定です。   | 福祉総合相談室  |
| 1    | 7 | 2 | 1 | 暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。  | 公平性や本人の能力や環境等を踏まえて、本人の自立を妨げないように支給決定を行っています。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 7 | 3 | 1 | 障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。   | 障害福祉サービスの利用者負担は、国が示す基準に沿っています。障害者施設入所者(利用者)に負担軽減を行っています。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 7 | 3 | 2 | 障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。   | 障害福祉サービスの利用者負担は、国が示す基準に沿っています。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 7 | 4 | 1 | 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。   | 介護保険にも同等のサービスがある場合には、介護保険サービスの利用が原則となっています。福祉サービス利用者には、更新時に利用意向の確認をしています。65歳到達前に障がい福祉、介護保険それぞれの制度や負担について説明をしています。 | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 7 | 5 | 1 | 独自の人材確保の施策をすすめてください。  | 研修費の助成を行い、人材の育成と確保を行っています。  | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 7 | 5 | 2 | 地域生活支援事業の単価を引き上げてください。  | 必要に応じて報酬単価の引き上げを行いました。  | 高齢障がい支援課 |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容   | 回答  | 所管課名     |
|------|---|---|---|--|---|----------|
| 1    | 7 | 5 | 3 | 福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。   | 研修費の助成を行うとともに、市内全事業所を対象に、自立支援協議会で研修を開催しております。   | 高齢障がい支援課 |
| 1    | 7 | 6 | 1 | 福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。  | 一般避難所での生活に支障がある方(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、医療的ケアを必要とする方等)及びその家族が安心して避難生活を送ることができるために、28の市内福祉施設と協定を締結し、災害発生時に福祉的な支援を行う体制を整備しています。  | 地域福祉課    |
| 1    | 7 | 6 | 2 | 災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。 | 本市は、災害時に自らの力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方(以下「要支援者」という)の名簿を整備するとともに、本市独自の取組として、平常時から消防、警察、民生児童委員、自主防災組織と名簿情報を共有しています。<br>令和3年、要支援者ごとに具体的な避難支援等の方法を定めた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。<br>この災害対策基本法の改正を踏まえ、要支援者の命を守り、適切な避難支援等を確実に実施するとともに、個別避難計画作成を契機とした地域の支え合いの体制づくりを構築するため、浸水想定区域等の人命に危険を及ぼす可能性が高い区域に居住する方及び計画作成を希望する方について、本人の同意を得た上で、個別避難計画の作成を推進しています。 | 危機管理課    |
| 1    | 8 |   | 1 | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。 | 令和4年度から、おたふくかぜワクチン、帯状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を開始しました。おたふくかぜワクチンについては、1歳から2歳未満の方及び年長児に対して、帯状疱疹ワクチンについては50歳以上の方を対象に助成を行っています。また、平成30年度から医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種の助成及び中学3年生、高校3年生相当の方にインフルエンザ費用の一部助成を実施しています。   | 健康増進課    |
| 1    | 8 |   | 2 | 高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。                              | 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は自己負担金1000円で実施していません。2回目の接種については、複数回接種することへの安全性の確認が必要と考えます。   | 健康増進課    |

| 受付番号 |    | 要望内容  | 回答  | 所管課名  |
|------|----|---|---|-------|
| 1    | 9  | 1 産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。  | 平成30年4月から産婦健診の助成を2回に拡充して実施しています。  | 健康増進課 |
| 1    | 9  | 2 妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。  | 妊産婦歯科健診は、妊婦・産婦の期間に1回実施しています。  | 健康増進課 |
| 1    | 9  | 3 保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。   | 歯科衛生士は保健センターに1名配置しています。   | 健康増進課 |
| 1    | 10 | 1 保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。   | 新型コロナウイルス感染症に関わる業務拡大のため、増員しています。  | 健康増進課 |
| 1    | 10 | 2 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。  | 愛知県における病床整備計画を注視しています。  | 健康増進課 |
| 1    | 10 | 3 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。   | 三師会等からの意見を注視していきます。   | 健康増進課 |
| 2    | 1  | 1 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。   | 大府市議会における陳情書の取扱いは、受け付けした後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会に向けて同様の取扱いを行ってまいります。 | 議事課   |
| 2    | 1  | 2 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。 | 同上  | 議事課   |
| 2    | 1  | 3 マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。      | 同上  | 議事課   |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容   | 回答 | 所管課名 |
|------|---|---|---|--|----|------|
| 2    | 1 |   | 4 | 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。                       | 同上 | 議事課  |
| 2    | 1 |   | 5 | 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。   | 同上 | 議事課  |
| 2    | 1 |   | 6 | 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。 | 同上 | 議事課  |
| 2    | 1 |   | 7 | 新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。  | 同上 | 議事課  |
| 2    | 2 | 1 | 1 | 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。  | 同上 | 議事課  |
| 2    | 2 | 1 | 2 | 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。   | 同上 | 議事課  |
| 2    | 2 | 1 | 3 | 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。  | 同上 | 議事課  |
| 2    | 2 | 2 |   | 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。  | 同上 | 議事課  |

| 受付番号 |   |   |   | 要望内容   | 回答 | 所管課名 |
|------|---|---|---|--|----|------|
| 2    | 2 | 3 | 1 | 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。 | 同上 | 議事課  |
| 2    | 2 | 3 | 2 | すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。   | 同上 | 議事課  |
| 2    | 2 | 4 | 1 | 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。   | 同上 | 議事課  |
| 2    | 2 | 4 | 2 | 地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにしてください。  | 同上 | 議事課  |